

平成27年7月3日

市内共同生活援助事業運営者 各位

福祉のまちづくり課長
法人指導課長

共同生活援助（グループホーム）における日中・夜間の人員配置について

平素は、本市福祉行政にご理解とご協力をいただき誠にありがとうございます。

さて、平成26年度及び平成27年度の改正において、共同生活援助における夜間支援等体制加算の取り扱いが大幅に変更されています。改めて人員配置等の考え方を通知いたしますので、改正の趣旨を踏まえて適正なご対応をいただきますようお願いいたします。

また、本年度秋頃に事業所運営に関するチェックリストの提出を依頼する予定としております。つきましては、各従業者の勤務時間がわかる勤務予定表及び勤務実績の記録を事業所に備え置いていただきますよう併せてお願いいたします。

記

1. 日中の人員配置（※本体報酬で評価）

（1）世話人及び生活支援員の配置

世話人及び生活支援員は、事業所で設定した夜間時間帯以外の時間で必要な員数を確保することが必要となります。

（解釈通知）

世話人及び生活支援員については、指定共同生活事業所ごとに、利用者の生活サイクルに応じて、一日の活動終了時刻から開始時刻までを基本として、夜間時間帯を設定するものとし、当該**夜間時間帯以外の指定共同生活援助の提供に必要な員数を確保する**ものとする。

（2）配置人員算定時の利用者数

世話人、生活支援員の配置員数を計算する際の利用者数は、当日の利用者数ではなく、前年度の平均値（4月1日から翌3月31日の利用者延べ数を開所日数で除した数、小数点第2位以下を切り上げ）となります。

2. 夜間の人員配置（※加算で評価）

（1）夜間支援等体制加算を算定する際の夜間時間帯

夜間支援等体制加算を算定する場合には、事業所で設定する夜間時間帯に午後10時～午前5時を含むことが必須になります。

(報酬留意事項通知)

夜間及び深夜の時間帯・・・指定共同生活事業所ごとに利用者の生活サイクルに応じて、一日の活動の終了時刻から開始時刻まで(午後10時から翌日の午前5時までの間は最低限含むものとする。)を基本として、設定するものとする。

(2) 報酬算定時の夜間支援対象利用者数

利用者数は、当日の利用者数ではなく、前年度の平均値となります(具体的な計算方法については、「5. 夜間支援等体制加算算定の計算方法」参照)。

3. 人員配置の考え方

0時	5時	12時	22時	24時
夜間時間帯	日中時間帯		夜間時間帯	
夜間支援従事者	世話人・生活支援員		夜間支援従事者	

※ 夜間支援等体制加算を算定する場合は、日中時間を5時より前、22時より後にすることは出来ません(利用者の状態像に合わせて日中時間帯を短縮することは可)。

※ 世話人・生活支援員の人員配置は日中時間だけで基準を満たす必要があります。世話人、生活支援員が夜間支援従事者として勤務する場合は、シフト上時間を明確に分けてください。

4. 夜間支援等体制加算と配置従業者・業務

	夜間支援等体制加算 (I)	夜間支援等体制加算 (II)
従業者	夜勤	宿直
労働法関連	通常の賃金に加えて、深夜については割増賃金が必要 総労働時間に含まれる	労働基準監督署の許可が必要 宿直手当が必要 総労働時間に含まない 原則週1回
雇用形態	常勤・非常勤いずれでも可	
従事業務	利用者の状況に応じ、就寝準備の確認、寝返りや排せつの支援等のほか、緊急時の対応等を行う(夜間支援の内容については、個々の計画に位置付ける必要がある)	利用者の状況に応じ、定時的な居室の巡回や電話の収受のほか、必要に応じて、緊急時の対応等を行う(通常の支援業務を行った場合には夜勤に切り替える必要がある)

※ 夜間支援等体制加算 (III) については、記載省略。

5. 夜間支援等体制加算算定の計算方法

(1) 夜間支援従事者が1名の場合

現利用者数ではなく、前年度の平均利用者数での算定になります。

$$\text{前年度の平均利用者数} = \text{報酬単価区分}$$

(2) 夜間支援従事者が2名以上の場合

前年度の平均利用者数を、夜間支援従事者が実際に支援を行っている利用者数に応じて按分してください。担当制で異なる人数の支援を行う場合は、複数の報酬単価を請求することになります。

$$\text{前年度の平均利用者数} \times \frac{\text{夜間支援従事者支援人数}}{\text{現在の利用者}} = \text{報酬単価区分}$$

※ 計算過程で端数が生じた場合は四捨五入を行う。

報酬単価参考例

◆夜間支援従事者が1名の場合

前年度 利用者平均	現在の 利用者	夜間支援従事者数			報酬単価 区分	報酬単価 区分
			Aさん	Bさん		
4	4	1	4人支援	—	4人	—
4	3	1	3人支援	—	4人	—
4	5	1	5人支援	—	4人	—

◆夜間支援従事者2名が利用者全員を支援する場合

前年度 利用者平均	現在の 利用者	夜間支援従事者数			報酬単価 区分	報酬単価 区分
			Aさん	Bさん		
8	8	2	4人支援	4人支援	4人	—
8	7	2	3.5人支援	3.5人支援	4人	—
7	8	2	4人支援	4人支援	4人	—
7	6	2	3人支援	3人支援	4人	—

◆夜間支援従事者2名が特定の利用者を担当制で支援する場合

前年度 利用者平均	現在の 利用者	夜間支援従事者数			報酬単価 区分	報酬単価 区分
			Aさん	Bさん		
8	8	2	5人支援	3人支援	5人	3人
4	6	2	4人支援	2人支援	3人	2人以下
5	8	2	1人支援	7人支援	2人以下	4人

(報酬留意事項通知)

1人の夜間支援従事者が支援を行う夜間支援対象利用者の数に応じ加算額を算定する。この場合の夜間支援対象利用者の数は、当該夜間支援従事者が夜間支援を行う共同生活住居に入居している利用者数の総数とし、当該利用者数の総数は、現に入居している利用者数ではなく、第二の1の(5)の規定を準用して算定するものとする。

1カ所の共同生活住居において2人以上の夜間支援従事者が夜間支援を行う場合は、それぞれの夜間支援従事者が実際に夜間支援を行う利用者数に応じて、第二の1の(5)の規定を準用して算定する当該共同生活住居に入居している利用者数を按分して算定するものとする。これらの計算の過程において、小数点以下の端数が生じる場合については、小数点第1位を四捨五入するものとする。

なお、夜勤を行う夜間支援従事者が支援を行う共同生活住居に入居している利用者は、報酬告示第15の1の5のロの夜間支援等体制加算(Ⅱ)及び同ハの夜間支援等体制加算(Ⅲ)を算定できないものであること。

※ 第二の1の(5)の規定：前年度の平均利用者数

6. 問い合わせ先

指導、加算の解釈に関して	法人指導課	0798-35-3423
加算の届出、変更に関して	福祉のまちづくり課	0798-35-3152

以上